

三田市新ごみ処理施設整備基本計画（案）に追記する事項

以下の内容を三田市新ごみ処理施設整備基本計画（案）の資料編に「資料6」として追記します。

資料6 三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会

1 設置条例、規則等

○三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成21年3月26日 条例第2号

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会	市の新ごみ処理施設整備基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで

（委員構成）

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、廃棄物処理担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

2 委員名簿

【任期：令和2年11月4日～三田市新ごみ処理施設整備基本計画に係る諮問の審議が終了するまで】

(区分毎 50 音順 敬称略)

No.	区分	委員氏名	団体・機関名等
1	学識経験者	あかざわ ひろき 赤澤 宏樹	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授 兵庫県立人と自然の博物館 自然・環境マネジメント研究部 研究部長
2		いいだ ただす 飯田 匡	大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻
3		つきだに なおつぐ 築谷 尚嗣	元 兵庫県環境部長 前 三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会 委員長 公益財団法人 ひょうご環境創造協会 顧問
4	関係団体	ふるた しげあつ 古田 茂充	三田市区・自治会連合会 代表常任理事
5		もりもと さゆり 森本 小百合	三田市商工会 理事
6	市民委員	いいだ みちこ 飯田 通子	市政参加市民名簿登録者
7		いどの あかね 井殿 あかね	市政参加市民名簿登録者
8		つぎき ゆうじ 津崎 雄司	市政参加市民名簿登録者
9	関係機関	きのした かつのり 木下 勝功	兵庫県阪神北県民局 県民交流室 環境参事

令和3年3月1日現在

3 開催経過

項目	開催日	内容
第1回	令和3年3月23日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員、事務局紹介 ・委員長、副委員長選出 ・審議事項 新ごみ処理施設整備に係る基本計画の策定について ・その他 策定委員会のスケジュールについて
第2回	令和3年6月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 メーカーアンケートの結果について ・審議事項 新ごみ処理施設整備に係る基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①基本コンセプトについて ②処理規模について ③事業方式について ④付帯機能について ⑤プラスチック類の分別回収について
第3回	令和3年7月29日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項 新ごみ処理施設整備に係る基本計画（案）について
<p>パブリックコメントの実施 期間 令和3年9月1日（水）～令和3年9月30日（木）</p>		
第4回	令和3年11月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について ・審議事項 新ごみ処理施設整備基本計画（案）の策定について